

## ☆就学援助制度について

---

\* 経済的な理由によって子どもの学習に支障をきたさないよう、学費の一部が援助される制度があります。

毎年、年度初めに「就学援助制度のお知らせ」を配布しています。

**毎年申請が必要**ですので、ご希望のご家庭には申請書を配布いたします。

年度の途中で必要になった場合も、担任までお知らせください。

### 《援助を受けられる世帯》

1 生活保護法による保護の停止、または1年以内に保護の廃止を受けた世帯

2 市民税が非課税となる世帯

3 所得金額が教育委員会の定めた基準内の世帯

4 その他、事故・災害・失業など家庭の経済状況の急変によりお困りの世帯

\* 審査は教育委員会にて行います。申請書を提出いただいても、

必ずしも援助が受けられるとは限りません。ご了承ください。

### 《援助の内容》

1 学校給食費・・・月額 4,080円

2 学用品費・・・年額24,590円（1年生）

26,820円（2、3年）

3 入学準備金・・・年額47,400円（1年生のうち、4月1日認定者のみ）

4 校外活動費・・・実際に要した交通費と見学料（2年生の宿泊学習のみ）

5 修学旅行費・・・実際に要した費用全額（3年生、ただし、上限50,000円）

6 学校保健安全法に基づく医療費

・・・学校における検診の結果、治療が要すると診断されたものに限る。受診される前に、学校へ申し出てください。

### 《提出書類》

#### ☆大阪狭山市立小中学校児童生徒就学援助費支給申請書

\* 小学校・中学校（公立）ともに通学されている場合、別々に申請書を提出する必要があります。

☆借家にお住まいの場合は、家賃額も考慮されます。

賃貸契約書の写し、家賃額決定通知書の写し等、家賃額が確認できるもの。

☆1月2日以降に本市へ転入された方は、前住所地の市府民税課税（非課税）

所得証明書（収入のある方全員分）

所得証明書については、申請用紙提出後の持参または郵送が可能です。